

入札についての公募

2022年7月20日

金融広報中央委員会では、当委員会が実施する「15歳のお金とくらしに関する知識・行動調査」(仮)を行うことができる業者を選定するに当たり、一般競争入札への参加者を以下の要領により公募します。

金融広報中央委員会事務局

1. 入札に付す事項

(1) 業務案件名

「15歳のお金とくらしに関する知識・行動調査」(仮)の調査等業務

(2) 業務案件の仕様等

①テスト調査

- ・調査業務(調査画面の設計・実査<回収可能サンプル数の把握を含む>・集計・報告書作成等)

②本番調査

- ・調査業務(調査画面の設計・回答者割付・実査・集計・監査・報告書作成等)
- ・ホームページ公表用ファイルの製作業務

— 業務の詳細は、「15歳のお金とくらしに関する知識・行動調査」(仮)の入札説明書による。受託者は、調査業務・HP公表用ファイルの製作業務など全ての業務を一括して行うこと。ただし、本件調査実施に当たっての要件を満たすために、自社保有のアクセスパネルで埋めることの出来ない不足分については、第三者に委託してそのアクセスパネルを利用して充足することは可とする。

(3) 契約期間

2022年8月の契約締結日～2024年3月31日

— 契約期間が年度をまたがるため、支払いについては2022年度分の作業に対する支払いと2023年度分の作業に対する支払いの2回に分けて行う。

(4) 入札金額等

入札書は、1.(2)の業務を行ううえで必要な費用の総額を入札金額として記載すること(消費税および地方消費税を含めないこと)。

— 入札書の提出に当たっては、金融広報中央委員会が指示する「入札金額内訳書」を添付すること。

2. 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

- (1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のために必要な同意を得ている者。
- (2) 下記のイ. ～ハ. に該当しない者。
 - イ. 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者。
 - ロ. 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ハ. 前イ. またはロ. に準じて契約の履行能力がないと認められる者。
- (3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。
 - イ、措置の効果が日本銀行情報サービス局との契約に及ぶ場合
 - ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合
- (4) 自己、自社若しくはその役員等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。
- (5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「役務の提供等」の営業品目「調査・研究」において、関東・甲信越地区の競争参加資格を有し、A、BまたはC等級の格付けを有している者。
- (7) 本件業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県のいずれかに有し、かつ、当委員会事務局（東京都中央区）まで1時間以内で無理なく来訪できる者。
- (8) 個人情報保護法に基づくプライバシーポリシー（個人情報保護方針）を整備している者、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者。
- (9) 過去3年以内に、インターネット調査において大規模な調査（モニター調査、3,000サンプル以上、設問数30以上）を2回以上受託した実績がある者。
- (10) 保有アクセスパネルについて、属性の確認を年一回以上行っており、ないしは適宜スクリーニングを掛けるなどしてその品質管理を確実にしている者。
- (11) 入札説明書の交付を受けている者であつて、かつ金融広報中央委員会の入札参加資格に関する審査を受け、これに合格した者。

3. 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、本件に関する問合せ先

4. (3)に記載する提出先等と同じ。

(2) 入札説明書の交付期間

2022年7月20日(水)～2022年8月4日(木)までの期間中、金融広報中央委員会の毎営業日10時から16時の間交付。

— なお、交付を希望する者は、事前に4.(3) 審査担当に必ず電話連絡すること。

4. 事前審査の受付期間等

(1) 審査受付期間

入札参加希望者は必ず事前審査を受けることとし、2022年7月20日(水)～2022年8月4日(木)の期間中、金融広報中央委員会の毎営業日10時～16時の間、後述の審査担当で事前審査を受付ける(以下「審査受付期間」という)。なお、上記審査受付期間中に提出された書類または資料に不備があった場合は、同期間中に限りその補正を受付ける。ただし、金融広報中央委員会は、入札参加希望者に補正するよう通知する義務を負うものではない。

審査の結果は、「入札参加資格確認済証」により通知する。

— 審査の結果、金融広報中央委員会が適格と認めた者に対して交付する、競争参加資格「有」と記載のある「入札参加資格確認済証」を有していることが、入札に参加するための必須要件である。原則として、「入札参加資格確認済証」の再交付は行わないので、交付を受けた同確認済証は厳重に保管のうえ、入札日に持参すること。

(2) 審査を受ける際の提出書類

事前審査を受けるに当たっては、次の書類を提出すること(その他提出書類、提出方法等の詳細については入札説明書で指定する)。

イ. 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」<写しで可>

ロ. 「商業登記簿謄本」または「現在事項全部証明書」

— 発行日から3ヶ月以内のもの。

ハ. 代表権を有する者の印鑑証明書

— 発行日から3ヶ月以内のもの。

ニ. 印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合には、前号のほかに使用印鑑届

ホ. 本件業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県のいずれかに所在し、金融広報中央委員会事務局(東京都中央区)に無理なく来訪できる(当委員会事務局まで1時間以内に来訪できる)ことを証する書面

ヘ. 個人情報保護法に基づくプライバシーポリシー(個人情報保護方針)の公表書類または一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている場合は、それを証明する書類

- ト. 過去3年以内に、インターネット調査において大規模な調査（モニター調査、3,000サンプル以上、設問数30以上）を2回以上受託した実績を示す書類
- チ. 保有アクセスパネルについて、属性の確認を年一回以上行っており、ないしは適宜スクリーニングを掛けるなどしてその品質管理を確実にしていることを示す書類
- リ. その他、金融広報中央委員会から提出を求められた書類

(3) 提出先等

上記(2)の書類は、審査受付期間中に次の審査担当宛てに持参または郵送（配達証明等の配達履歴が残るものによること）にて提出すること。インターネットメール、FAX送信による提出は認めない。郵送の場合は、審査受付期間中に「必着」のこと（郵送事情等による遅延が生じた場合であっても、当該事情は一切斟酌しない）。

（審査担当）

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

金融広報中央委員会事務局（日本銀行情報サービス局内）

武田、早川、浜口 電話番号 03-3279-1111 内線 4653、4651、4731

—— 審査を受けるにあたり、不明な点があれば、上記審査担当に照会すること。

—— なお、事前審査書類を持参する者は、事前に上記審査担当に必ず連絡すること。

(4) その他

金融広報中央委員会は、国、地方公共団体、日本銀行等による指名停止措置期間中の者との取引を行わないことがあるので、入札参加資格審査を受けようとする時点でこうした機関の指名停止措置の対象となっている場合、または開札時までには指名停止措置の対象となった場合には、必ず金融広報中央委員会に申告したうえで、その指示に従うこと。

5. 入札・開札の日時・場所

(1) 日 時：2022年8月5日（金）14時00分（受付開始13時45分）

(2) 場 所：日本銀行情報サービス局第2会議室

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 旧館1階

—— 事前審査により金融広報中央委員会が適格と認めた者のうち、上記記載の入札・開札時刻までに日本銀行情報サービス局第2会議室前受付に来場した者が入札に参加するための資格確認を受けることができるものとし、同時刻に遅れた者の入札は認めない。

—— 入札書は、日本銀行情報サービス局第2会議室前受付に来場した際に、4.(3)の審査担当に提出する。

—— 開札は、日本銀行情報サービス局第2会議室内にて14時以降行う。

6. その他

(1) 入札保証金

全額免除とする。

(2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札日時に間に合わない入札など、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合は入札を無効とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、金融広報中央委員会が作成した予定価額以下で最低価額をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書の作成

落札者は、金融広報中央委員会との間で、契約の内容、債務不履行時の取扱等に関する条項を含む契約書を取り交わすものとする。

(5) 入札参加に要する費用

全額入札者の負担とする。

以 上